

改正後全文

府政共生第 1104 号
26 文科初第 891 号
雇児発 1128 第 2 号
平成 26 年 11 月 28 日
＜一部改正＞平成 28 年 5 月 10 日
＜一部改正＞平成 29 年 3 月 31 日
＜一部改正＞令和 2 年 2 月 10 日
＜一部改正＞令和 3 年 1 月 29 日
＜最終改正＞こ成基第 41 号
こ成保第 214 号
6 文科初第 2832 号
令和 7 年 3 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附 属 幼 稚 園 又 は 附 属 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園
を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「基準省令」という。）が平成 26 年 4 月 30 日に公布されたところですが、その運用上の取扱いに関する留意事項は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、

教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 学級編制について（基準省令第4条関係）

幼保連携型認定こども園においては、基準省令第4条の規定に基づき、教育課程に基づく教育を行うため、学級編制を行うことが求められるが、学級を編制するにあたっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）に該当する園児と同項第2号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2号認定子ども」という。）に該当する園児を一体的に編制することを基本とする。

学級は、第4条第3項の規定のとおり、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とするが、地域の実情等に応じて、異なる年齢にある園児で学級を編制するなど、弾力的な取扱いをすることができるものとする。なお、学年の途中で満3歳に達した園児については、満3歳に達した段階で、1号認定子ども又は2号認定子どもに該当することとなり、学級編制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児の状況等を踏まえ、例えば、以下の①から③までの対応など、弾力的な取扱いをすることができるものとする。

- ① 園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る
- ② 園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）へ移る
- ③ 園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）とは別に、満3歳児学級を設ける 等

2. 職員配置について（基準省令第5条及び附則第8条関係）

（1）園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の算定方法について

幼保連携型認定こども園に配置すべき園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数の算定方法は、基準省令第5条第3項の規定のとおりであるが、その具体的な算定に当たっては、以下のとおり、年齢別に、園児の数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入することによるものとする。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{ 歳児の数} \times 1 / 3) \\ &+ \{(1 \text{ 歳児の数} + 2 \text{ 歳児の数}) \times 1 / 6\} \\ &+ (3 \text{ 歳児の数} \times 1 / 20) \end{aligned}$$

$$+ \{ (4 \text{ 歳児の数} + 5 \text{ 歳児の数}) \times 1 / 30 \}$$

なお、基準省令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるみなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に配置すべき園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の算定方法については、なお従前の例によることができるものとする。なお、この経過措置の対象となる園については、公定価格において調整が設けられる予定であることに留意されたいこと。

（2）特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師について

一部改正法附則第5条において、施行日から起算して15年間（主幹保育教諭・指導保育教諭に係る特例措置の延長の期間は12年間）に限っては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けた者（以下「保育士」という。）は、保育教諭等又は講師（幼稚園の教諭の臨時免許状を有する者にあつては、助保育教諭又は講師）となることができる特例が設けられているが、当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。

ただし、幼保連携型認定こども園の学級を担当する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいこと。

（3）看護師等の特例について

幼保連携型認定こども園においては、基準省令附則第8条の規定のとおり、当分の間、1人に限って、当該園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって基準省令第5条第3項の表備考第1号に定める者に代えることができる（ただし、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない）が、満1歳未満の園児の数が4人未満である場合は、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって基準省令第5条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない

いこととされている。

このため、上記場合において、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育所等」という。）での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修のうち、地域保育コースその他の都道府県知事が認める研修の修了（以下「子育て支援員研修等」という。）を必須とし、また、基準省令第5条第3項の表備考第1号に定める者と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならないこと。

また、以下の点についても留意すること。

ア 看護師等と合同の組・グループを担当する基準省令第5条第3項の表備考第1号に定める者は、当該看護師等のフォローが求められるため、当該看護師等が勤務する認定こども園での勤続年数が概ね3年以上、かつ、満1歳未満の園児への保育の経験を有している常勤の者であることが望ましいこと。また、当該者が休暇を取得する際等にフォローに入る者等も同様の要件を満たしていることが望ましいこと。

イ 幼保連携型認定こども園の園長は、職員間の連携を十分図るとともに、看護師等の資質向上のため、各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。あわせて、保育教諭等に業務の負担が過剰に偏ることがないように、業務効率化や業務改善を含めたマネジメントを行うとともに、適切な業務分担が行われるよう留意すること。

ウ 満1歳未満の園児の在籍数が3名以下の幼保連携型認定こども園が看護師等を新規採用するに当たり、保育教諭等を、当該看護師等をもって代える前提で採用する場合は、原則として勤務開始前に子育て支援員研修等を修了していることが必要であるが、保育教諭等の確保が困難であるなどこれによりがたい場合は、この限りでないこと。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される研修を受講するなど、できる限り早期に当該研修の受講を開始することとし、未修了の期間は同一グループでフォローする保育教諭等だけでなく、園長や主幹保育教諭等が支援を行うことが望ましいこと。

エ 満1歳未満の園児の在籍数の変動により年度途中で満1歳未満の園児の在籍数が3名以下となった場合も、看護師等のみで満1歳未満の園児を保育することは適当ではないため、園長は、保育教諭等と合同の組・グループを編成するよう体制を組むこと。なお、当該場合においても、看護師等の保育所等での勤務経験が概ね3年に満たず、子育て支援員研修等を修了していないときは、できる限り早期に当該研修を受講することが望まし

い。また、こうした場合にも対応できるよう、オのとおり、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等については、在籍する満1歳未満の園児の数にかかわらず、あらかじめ子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。

オ 満1歳未満の園児が4人以上在籍する認定こども園で勤務する看護師等においても、保育に係る一定の知識や経験を有していることは、要件化されておらずとも求められるべきものであるため、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。

3. 園舎、園庭及び設備について（基準省令第6条、第7条及び第13条関係）

(1) 建物及びその附属設備の一体的設置について

幼保連携型認定こども園は単一の施設として設置されるものであることから、幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることが前提である。

ただし、公道を挟む程度など、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、幼保連携型認定こども園における活動上支障がない場合については、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と同様に設置が認められるものとする。

なお、既存の幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や設備を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合（幼稚園及び保育所の両方を廃止し、当該幼稚園及び保育所の土地や設備を活用する場合も含む。）については、以下の①から③までの全ての要件を満たす場合、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合であっても、幼保連携型認定こども園を設置することができるものとする。みなし幼保連携型認定こども園については、現行と同様、以下の①及び②の要件を満たす場合、同様とすること。

- ① 教育及び保育の適切な提供が可能であること
- ② 園児の移動時の安全が確保されていること
- ③ それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有していること（※）

※ 調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。また、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例（基準省令附則第4条に定める特例）が活用できるものとする。

(2) 保育室等の設置階について

幼保連携型認定こども園において、園舎が耐火建築物であり、保育所と同様の設備を備える場合に基準省令第6条第3項の規定により例外的に3階以上の階に設けられる保育室等（同項に規定する「保育室等」をいう。以下同じ。）は、同条第4項の規定のとおり、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならないが、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることも認められるものとする。

この場合の園庭が屋上（バルコニー等を含む。以下同じ。）にある場合は、（4）の①から⑤までの全ての要件を満たすことが必要となる。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。

なお、保育室（基準省令第7条第6項第3号の面積以上の面積ものに限る。）と別に設置される、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する遊戯室その他の設備については、上下1階の範囲内の園庭の有無に関わらず3階以上の階に設けることができる。

（3）園庭の設置・面積（代替地の取扱い等）について

幼保連携型認定こども園の園庭の設置場所については、基準省令第6条第5項の規定のとおり、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則である。

このため、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所（いわゆる代替地）については、園庭としての必要面積に算入することはできないものとする。ただし、実際の園での活動において、安全の確保等に十分配慮した上で、公園等の代替地を活用することを妨げるものではない。

なお、基準省令附則第4条第3項の規定のとおり、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合においては、移行特例として、当分の間、以下の①から④までの全ての要件を満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができるものとする。

- ① 園児が安全に移動できる場所であること
- ② 園児が安全に利用できる場所であること
- ③ 園児が日常的に利用できる場所であること
- ④ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

また、既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園への移行や、幼保連携型認定こども園の園舎等の老朽化等に伴う園舎の建替えや園庭環境の整備等の施設整備により、当該施設整備に係る期間において基準省令第6条第

7項(基準省令附則第4条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定める園庭としての必要面積を満たせない場合、認可権者において当該施設における教育・保育の内容等について適切に確認した上で、一時的な園庭の面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことも認められる。

なお、認可権者が教育・保育の内容等を確認するに当たっては、施設整備に関する計画に加え、当該施設整備に係る期間における安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮したものとなっているかについても確認すること。

(4) 園庭の設置・面積(屋上の取扱い)について

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下の①から⑤までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができるものとする。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。また、⑤の要件の確認に当たっては、例えば、室内との連続性や回遊性に配慮しつつ、園児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すような空間となっているか否か等の観点を参考として、学校かつ児童福祉施設である幼保連携型認定こども園における教育・保育を行う場として、相応しい園庭環境が確保されているか否かを確認することが望ましいこと。ただし、実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面積算入できない屋上の実際の利用を妨げるものではない。

- ① 耐火建築物であること
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- ③ 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること
- ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること
- ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上(保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。)と行き来できると認められること

なお、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合には、移行特例として、当

分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記①から④までの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

(5) 他の設備の使用について

幼保連携型認定こども園は、基準省令第13条第2項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条の規定のとおり、当該幼保連携型認定こども園の運営に支障のない範囲で、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を併設する学校（幼稚園を含む。）、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

なお、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）については原則として兼ねることができないが、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合は必ずしもこの限りではない。詳細は、「5. インクルーシブ保育について」を参照すること。

4. 運営について（基準省令第9条及び第13条関係）

(1) 教育時間・保育時間等について

毎学年の教育週数は基準省令第9条第1項第1号の規定のとおり、原則として年間39週以上であるが、保育を行う児童福祉施設としての位置付けであることから、保育所と同様、幼保連携型認定こども園の1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則とすること。また、基準省令上、教育に係る標準的な1日当たりの時間（以下「教育時間」という。）は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とするものであるが、1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とすること。

また、教育時間は、基準省令第9条第1項第2号の規定のとおり、4時間を標準とする時間を確保することが必要だが、具体的な時間設定は、各園の判断に委ねられること。

ただし、開園日及び開園時間については、保護者が必要とする適正な保育を提供できるよう、原則として上記のとおりの開園が求められるが、市町村が行う利用調整の結果、保育の利用希望がない場合には開園しないことができるなど、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いが認められること。

(2) 食事の提供について

幼保連携型認定こども園における園児に対する食事の提供については、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条の規定のとおり、2号認定子ども及び子ども・子育て支援法

第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3号認定子ども」という。）に対して自園調理の方法により提供することとしているが、1号認定子どもに対する食事の提供は、各園の判断に委ねられていること。

なお、満3歳以上の園児については、現行の保育所と同様、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2に掲げる要件を満たす場合に限り、外部搬入の方法により提供できること。

また、保護者が希望する場合や園の行事等（例：園で「お弁当の日」を設定する等）の際には、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、自園調理ではなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができること。

(3) 業務継続計画について

幼保連携型認定こども園においては、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3の規定のとおり、業務継続計画の策定等に努めなければならないとされているが、その一方で、法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第29条の規定により、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容等を定めた「危険等発生時対処要領」の作成が義務付けられている。本対処要領は、危険等が発生した際の園児の安全の確保を図るためのものであり、業務継続のために必要な事項については、必ずしも記載が想定されていないが、業務継続計画と一体的に策定することも考えられること。

5. インクルーシブ保育について（基準省令第8条第2項）

(1) 児童発達支援事業所等との併設・交流について

① 幼保連携型認定こども園と児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所及び児童発達支援センターをいう。以下同じ。）が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員（保育室等や園児の保育に直接従事する職員等をいう。以下同じ。）の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 幼保連携型認定こども園部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる園児等の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されていること（例：幼保連携型認定こども園の満3歳児30人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、それぞれ、幼保連携型認定こども園として満3歳児30人の基準である基準省令第5条第3項の表備考第1号に定める者2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。）。

- ・ 交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる園児等の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること（例：交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、幼保連携型認定こども園として 30 m²必要、児童発達支援事業所として 20 m²必要な場合、保育室の面積は 50 m²以上必要となる。）。
- ② 例えば、幼保連携型認定こども園と児童発達支援事業所等が、一日の活動の中で、設定保育・設定遊び等において、こどもが一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育教諭等が混合して支援を行う等、一体的な支援が可能となるが、その交流の際、児童発達支援事業所等における「障害児の支援に支障がない場合」として留意すべき点は以下の通りである。
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 27 条第 1 項に規定される「児童発達支援計画」において、幼保連携型認定こども園との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記し、障害児又はその保護者に対して説明を行い、同意を得ること。
 - ・ 障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の活動の中で発達支援の時間が十分に確保されるように留意すること。
 - ・ 通所する障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること。
 - ・ 障害児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の障害児の障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた適切な支援及び環境構成を行うこと。
 - ・ 交流にあたり、複数のグループに分かれて交流することや一部の障害児のみが交流することも想定されるが、その際には、障害児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること。
 - ・ 交流する際の活動等については、障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから、交流する幼保連携型認定こども園の保育教諭等も交えながら検討していくこと。
 - ・ 支援を行う際には、「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し、また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）等の内容も理解することが重要であること。

(2) 児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設との併設・交流について

当該幼保連携型認定こども園以外の乳幼児を対象として通所での預かりを行う、一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設と幼保連携型認定こども園が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際、(1)①で示した要件に準じた要件を満たす場合には、「その行う保育に支障がない場合」として取り扱って差し支えない。

(3) 運営費の公定価格上の算定方法について

例えば、幼保連携型認定こども園において、児童発達支援事業所等の障害児と交流する場合における幼保連携型認定こども園への公定価格上の算定方法としては、あくまで交流しているものと整理し、幼保連携型認定こども園に対しては元々の園児数分のみを算定すること。

(4) 施設整備等に係る財産処分との関係について

幼保連携型認定こども園と社会福祉施設の併設・交流に当たり、補助金等の交付を受けて整備された幼保連携型認定こども園について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続きが必要な場合があるため、適切な手続きを行うこと。

6. 既存施設からの移行の特例等について（基準省令附則第2条及び第4条関係）

(1) 移行特例を適用するにあたっての留意事項について

認可基準上、既存施設（幼稚園、保育所、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園）から幼保連携型認定こども園へ移行する場合における特例や、みなし幼保連携型認定こども園についての経過措置が認められることとされているが、これらの移行特例や経過措置の適用を受ける既存施設やみなし幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準（以下「新設基準」という。）に適合するよう努めることが求められるものであることに留意すること。そのため、地域における保育の供給量が需要を上回るなど、移行特例を適用する必要性が解消された場合においては、新設基準による利用定員を設定するよう努めること。

また、移行特例を適用した施設については、新設基準に適合する努力義務の実施を促すため、子ども・子育て支援法第58条に基づく情報公表制度において、都道府県が移行特例の適用状況を公表すること。なお、国においては、施行10年経過後を目途に、特例の適用状況等を勘案し、移行特例の内容等を検討することとしている。

(2) 園庭の移行特例について

基準省令附則第4条第1項及び第2項の規定により読み替えられた基準省令第6条第7項及び、基準省令附則第4条第3項の規定については、当該規定が適用される施設が、平成27年4月1日以降に当該施設と同一の所在場所において園舎の建替えを行った場合であっても、引き続き適用することが可能であること。

ただし、園舎を建替える以前より園庭の面積が減少しない場合に限るとともに、新設する園舎の屋上等を、3の(4)に掲げる要件を満たすように整備する等、可能な限り新設基準に適合するよう努めること。